

【児童生徒または教職員が陽性者であった場合】

感染者（陽性者）が発生

児童生徒：出席停止
教職員：特別休暇

緊急対策チーム発足

校長、教務、保健指導、運営委員長、日本人会教育部長

- 保護者へ通知（教務）
- 外部講師への対応（教務・英語担当）
- 濃厚接触者の検討・決定
- 校内での感染拡大検討
- 時間割・校時変更（教務）

濃厚接触者の目安

陽性者の発症2日前（無症状者の場合は検体採取日の2日前）から療養終了日までの期間（これを感染可能期間とする）に

- ①陽性者と同居または長時間接触（車・航空機など）があった者
- ②適切な感染防止策なしで介護等していた者
- ③感染者の気道分泌物もしくは体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしに感染者と15分以上の接触があった者

学校の運営が不可能

陽性者＋濃厚接触者の範囲

派遣教員4名以上

学校閉鎖

上記以外の場合 学校の運営が可能

○学校教育活動を継続

※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し

○陽性者（有症状）：下記のいずれかの対応をする

- ・発症日の翌日から起算して7日目経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでの間、自宅療養。8日目に解除。

○陽性者（無症状）：下記の対応をする

- ・検査日の翌日から起算して、7日間自宅療養。8日目に解除。

○濃厚接触者（有症状）：PCR検査を受けた後、下記のいずれかの対応をする

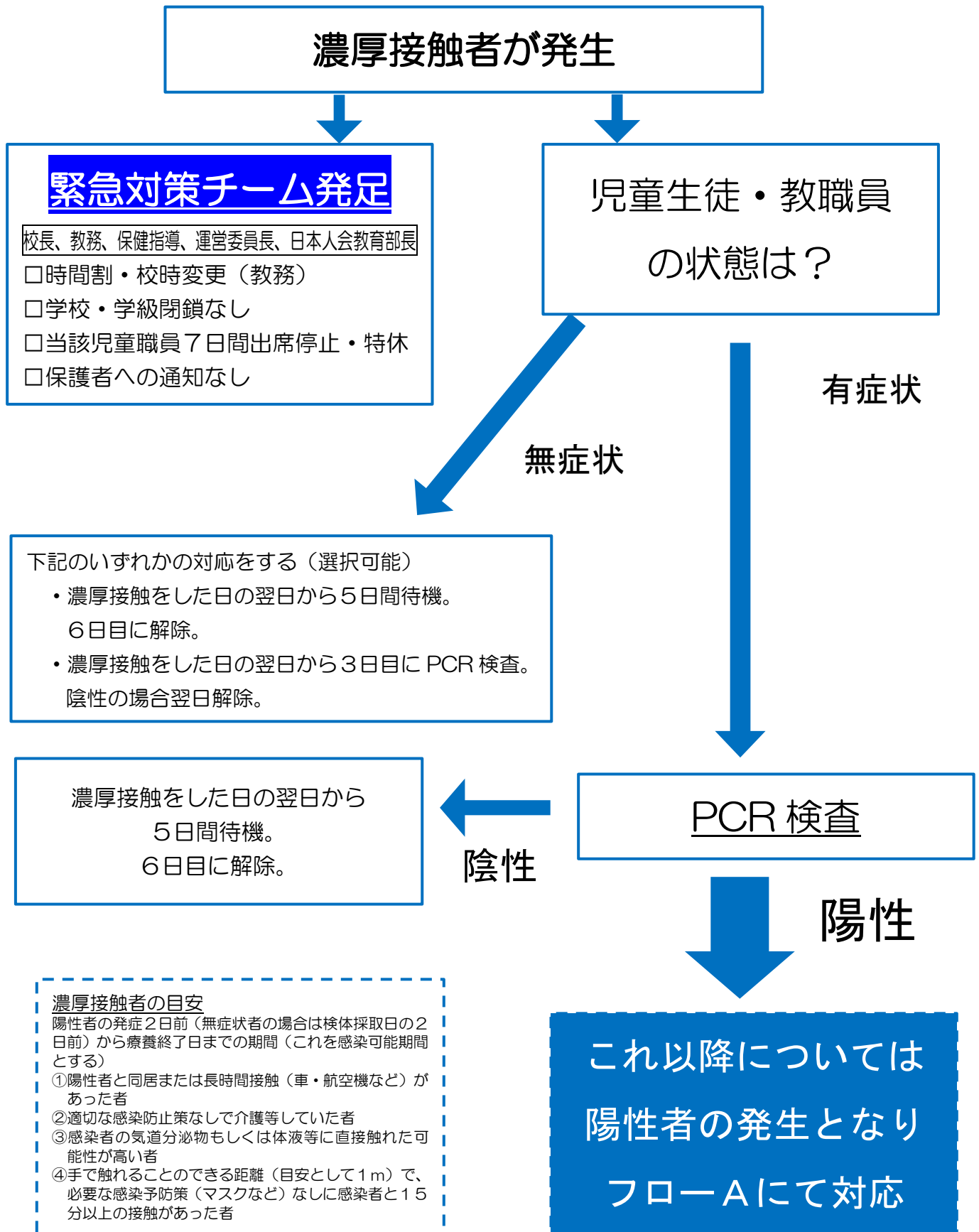
- ・陽性の場合、陽性者（有症状）の対応。
- ・陰性の場合、濃厚接触をした日の翌日から5日間待機。6日目に解除。

○濃厚接触者（無症状）：下記のいずれかの対応をする（選択可能）

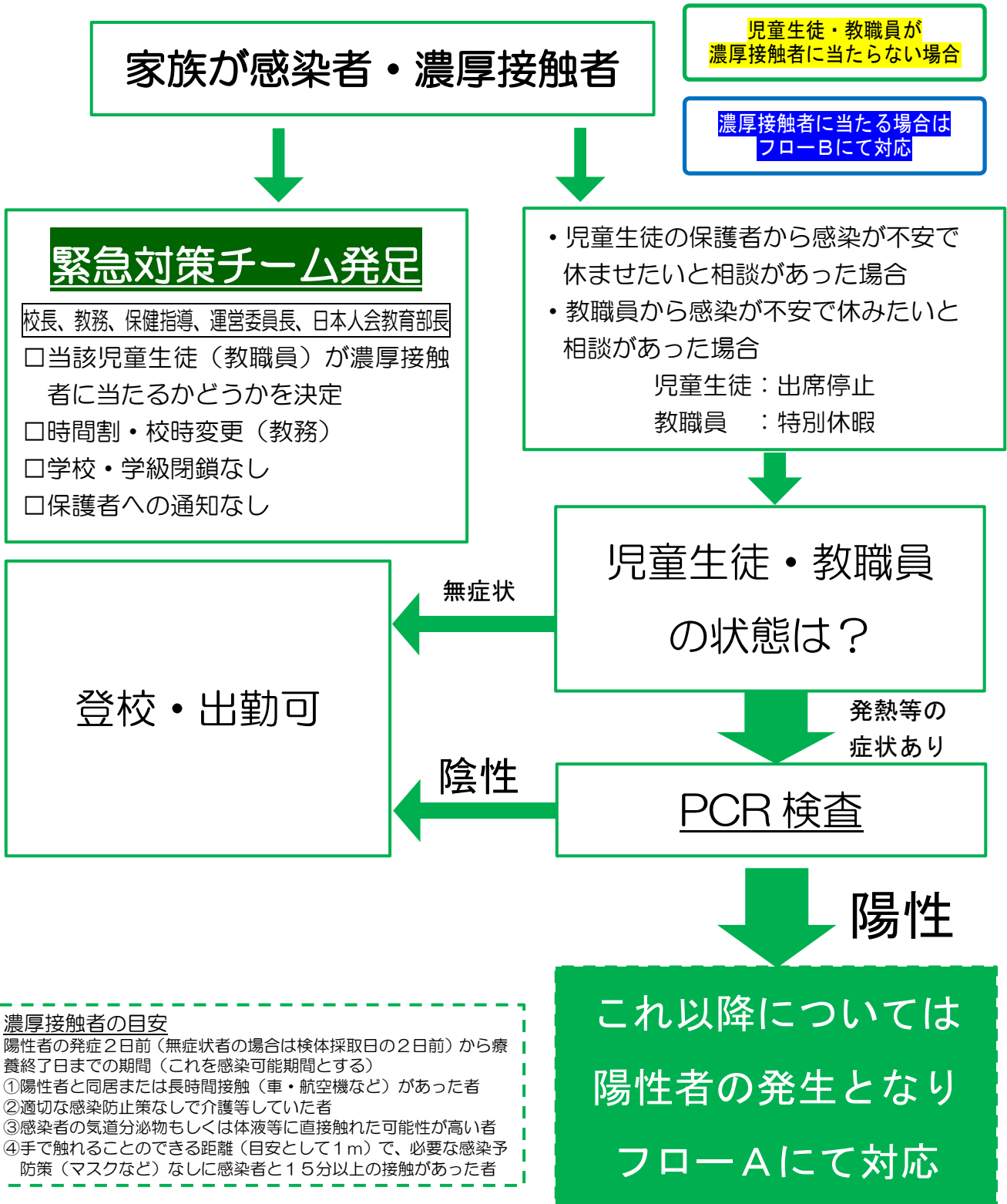
- ・濃厚接触をした日の翌日から5日間待機。6日目に解除。
- ・濃厚接触をした日の翌日から3日目にPCR検査。陰性の場合翌日解除。

※療養解除、待機解除の際のPCR検査は求めない
療養・待機期間終了後、登校・出勤可能

【児童生徒または教職員が濃厚接触者であった場合】



【児童生徒・教職員の**家族が感染者・濃厚接触者**であった場合】



濃厚接触者の目安
陽性者の発症2日前（無症状の場合は検体採取日の2日前）から療養終了日までの期間（これを感染可能期間とする）

- ①陽性者と同居または長時間接触（車・航空機など）があった者
- ②適切な感染防止策なしで介護等していた者
- ③感染者の気道分泌物もしくは体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしに感染者と15分以上の接触があった者